

東浦町私道敷地内公共下水道布設取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町（以下「町」という。）の公共下水道の整備の促進を図るため、私道に公共下水道を布設することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(布設要件)

第2条 町は、次の各号のいずれにも該当する私道へ公共下水道を布設するものとする。

- (1) 一端が公道に接続し、公共下水道を布設するのに支障がないこと。
- (2) 布設しようとする公共下水道に汚水を排除する予定の戸数が2戸以上あること。
- (3) 私道敷の所有者又は権限を有する者が公共下水道の布設を承諾していること。
- (4) 私道内の公共下水道布設期間は永代であり、かつ、使用料が無償であること。
- (5) 私道敷の所有権を譲渡し、又は賃借権その他の権利を設定しようとする場合は、譲受人又はその他の権利を取得する者に対して、前号に規定する要件を受け継がせる旨の確約ができること。
- (6) 私道に接し、汚水を排除しようとする土地に賦課されている下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

(申請)

第3条 私道に公共下水道の布設を希望する者は、代表者を定め、公共下水道布設申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 公共下水道布設希望者名簿（様式第2）
- (2) 土地使用承諾書（様式第3）
- (3) 私道平面図及び土地所有者区画図（縮尺600分の1以上）
- (4) その他町長が必要とするもの

(採否の決定)

第4条 町長は、第3条に規定する申請があつた場合は、必要な調査を行い、採否を決定し、公共下水道布設決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

(完成後の措置)

第5条 公共下水道の所有権は町に帰属し、公共下水道の維持管理は、町が行うものとする。

- 2 公共下水道が布設された私道敷の所有者等は、当該私道の現況を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承諾を受けるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないものについては、その都度町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

公共下水道布設申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 (代表者)

住 所

氏 名

電 話 _____

下記の私道に公共下水道の布設について、関係書類を添えて申請します。

記

私道の位置

様式第2（第3条関係）

公共下水道布設希望者名簿

図面対照 番 号	氏 名	住 所	建物の種類	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
(備 考)				

※ 注意

- 1 東浦町私道敷地内公共下水道布設取扱要綱第2条の規定を確認の上署名してください。
- 2 建物の種類は、住宅、店舗、アパート、事務所、工場、倉庫などと記入してください。

様式第3（第3条関係）

土地使用承諾書

年 月 日

東 浦 町 長

土地所有者

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () - _____

私の所有する下記の土地に東浦町が公共下水道を布設することについて、東浦町の提示した次の条件に異議がありませんので承諾します。

記

(地積：平方メートル)

土地の所在(公簿の表示による)	地 目	地 積	使用地積	備 考

※ 別添図面のとおり

条 件

- 1 私の所有する私道敷を、公共下水道敷として東浦町に無償で貸し付けます。
- 2 東浦町が私の所有する私道敷を公共下水道敷として使用する期間は、その用途を廃止するまでとします。
- 3 私は、私の所有する私道敷の上に工作物を築造しません。
- 4 私の都合により、公共下水道の廃止又は布設替を要する場合は、関係者の同意書を添えて東浦町に申請し、承認を受けるとともに、当該廃止又は布設替に要する諸費用は、私の負担とします。
- 5 私の所有する私道敷の維持管理（公共下水道の維持管理を除く。）は、私がします。
- 6 私は、私の所有する私道敷の所有権を他に譲渡した場合は、その譲渡人に対してこの承諾内容を承継します。

様式第4（第4条関係）

公共下水道布設決定通知書

東浦町指令 第 号
年 月 日

代表申請者 様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった、私道への公共下水道布設について、
下記条件を付け布設することに決定しました。

記

1 布 設 場 所

2 工事予定年度

3 条 件